

平成23年 第13回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成23年 8 月25日（木）午前 9 時55分

場 所：教育委員会室

平成23年8月25日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第259号議案 平成24年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について

第260号議案 平成23年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成22年度分）について

第261号議案 東京都公立学校長の任命について

第262号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 東日本大震災当日の児童・生徒の下校状況等について
- (2) 児童虐待防止研修セットについて
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

委員長 木村 孟

委員 内館 牧子

委員 竹花 豊

(欠席)

委員 瀬古 利彦

委員 川淵 三郎

委員 大原 正行

事務局 (説明員)

教育長 (再掲) 大原 正行

次長 庄司 貞夫

理事 高野 敬三

総務部長 松山 英幸

都立学校教育部長 直原 裕

地域教育支援部長 谷島 明彦

指導部長 坂本 和良

人事部長 岡崎 義隆

福利厚生部長 前田 哲

教育政策担当部長 中島 毅

特別支援教育推進担当部長 廣瀬 丈久

人事企画担当部長 白川 敦

(書記)

総務部教育政策課長 八田 和嗣

開会・点呼・取材・傍聴・異動幹部職員紹介

【委員長】 ただいまから平成23年第13回定例会を開会いたします。

本日は、竹花委員から御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、NHKほか9社、合計10社から、傍聴者は1名からの取材・傍聴の申込みがございました。また、NHKほか3社、合計4社からは冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室をしていただいております。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 7月12日開催の前々回第11回定例会会議録につきましては、先にお配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第11回定例会会議録については御承認いただきました。

前回7月28日開催の第12回定例会会議録を机上に配布しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと思います。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第260号議案から第262号議案及び報告事項（3）につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第259号議案 平成24年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について

【委員長】 議案第259号、平成24年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について、説明を指導部長、よろしくをお願いします。

【指導部長】 第259号議案、平成24年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について御説明します。

平成24年度に都立高等学校等で使用する教科書について、4月以降、教育委員会で随時御報告してまいりましたが、これまでの選定経過を簡単に御説明します。

議案資料を御覧ください。まず、1の「採択方針」について、4月に決定していただきました、この(1)から(4)までの4点の方針に基づきまして、教科書の調査研究、各学校における教科書の選定作業等、今年度の教科書採択に係る事務を進めてきたところです。

次に、「教科書の調査研究」ですが、文部科学省が作成した「高等学校用教科書目録（平成24年度使用）」に登載された952種類の教科書のうち、平成22年度に行われた教科書検定に新たに合格した88種類の教科書について調査研究を行い、高等学校用教科書調査研究資料を作成しました。高等学校用と特別支援学校用の2点ありますが、これらの資料については、7月12日の教育委員会において御報告させていただき、各学校における教科書選定の際の資料として活用するよう配布しました。

次に、3の「各学校における教科書の選定」です。各都立学校等においては、校長の責任と権限の下、教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うために、校長を委員長とした教科書選定委員会を設置し、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、今御説明した調査研究資料も活用して、教科書の調査研究及び選定を行ったところで

す。

次に、4の「選定結果等の審査」です。各学校から提出された選定結果や選定理由等について、指導部において審査を行い、選定理由が抽象的で具体性に欠ける場合、教育課程と教科書選定結果に不整合がある場合等について指導を行いました。その結果、各学校が選定した教科書をまとめたものがお手元の別紙1及び別紙2です。別紙1が、各都立高校及び中等教育学校後期課程が選定した教科書を各学校の課程別に一覧にしたもので、別紙2が都立特別支援学校の高等部が選定した教科書を一覧にしたものです。

次に、各学校の選定状況の傾向について簡単に御説明します。議案資料の3ページを御覧ください。「参考1」と右上に記載されている資料です。これは、「平成24年度使用都立高等学校用教科書選定状況（普通教科）【第1部】」と書かれていますが、新学習指導要領に基づいて編成された「数学」及び「理科」の教科書の選定状況を一覧にした資料です。ここには目録掲載教科書の種類数及び点数、発行者数、選定教科書種類数、最も選定の多かった教科書を一表にまとめたものです。最も多かった教科書については、御覧のとおりになっています。

また、裏面4ページには、参考資料として、従来の学習指導要領に基づいて編集された「国語」から「情報」までの教科書について、参考1の資料と同様に第2部として一表にまとめたものです。右の表の「最も選定の多かった教科書」の欄で濃い網かけの部分がありますが、これは昨年度と比較して最も選定の多かった教科書に変更のあったものです。昨年と比べて変更の状況はどうだったかと申しますと、最も選定の多かった教科書のうち、約8割が昨年度と同じ教科書でして、全体の選定傾向としては大きな変更はなかったと認識しています。

各教科（種目）の選定状況の詳細については、「平成24年度使用都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）用教科書教科別選定結果、（教科書別選定学校数）」を御覧ください。中に円グラフが掲載されている資料です。この資料は、都立高等学校等で使用する普通教科の教科書について、発行者ごとにどのぐらいの割合で選定されているかということを示したものです。1ページを御覧ください。新しい教科書が発行されます「数学Ⅰ」を例に御説明します。1ページの上に「数学Ⅰ」と

いう欄があります。この「数学Ⅰ」では、表の右側にあります学校数の欄を見ていただきますと、数研の「数Ⅰ310」が35校と最も選定されています。数研は、ほかに4点の「数学Ⅰ」の教科書を発行してしまして、これらの教科書を全部合わせますと合計で123校で選定されており、過半数を占めているということがグラフを見ておわかりになると思います。なお、「数学Ⅱ」及び「数学A」についても、同様に数研の教科書を使用する学校が多数となっています。

それでは、議案資料にお戻りいただきまして、5「採択」です。各学校が選定した教科書については、先ほど申し上げたように、別紙1に都立高等学校及び中等教育学校後期課程、別紙2に都立特別支援学校の高等部について結果をまとめてございます。調査研究資料や各学校の選定結果等を総合的に判断し、本日の教育委員会において御審議の上、採択をしていただければと存じます。

平成24年度に都立高等学校・中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部で使用する教科書についての説明は以上ですが、採択に関連して、東京都教育委員会の請願等の状況について御説明します。別添の「請願の要旨」と記載された資料を御覧ください。

7月28日の教育委員会には、前日までに受理した請願の写しを配付し御説明しましたが、今回は、都立中学校等で使用する教科書の採択に関して、28日以降に受理した請願が1件ありますので御説明します。

この請願は、7月28日に御説明しました請願に関して、署名の追加があったということで提出されたものです。「自由社や育鵬社が発刊する、現行憲法にそぐわない歴史教科書と公民教科書を採択しないこと」などを求めるものです。請願の理由等の詳細につきましては、添付された資料のとおりです。このほか、歴史及び公民教科書の採択の撤回等を求める要請・意見等を8月24日現在で51件、歴史・公民教科書の採択に賛成する意見等を9件、合計60件受けています。

以上でございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問ございますか。

私、二つほど質問があります。先ほどの指導部長の説明では、最も選定の多かった

教科書は、8割くらいは変わっていないということでしたね。ということは、2割変わったということになりますが、過去の変わり方と比べてどうでしょう。新学習指導要領が実施に移されましたので、それに合わせて教科書も作り直されています。そういう影響が出ていますか。採択替えしたところが増えたとか、減ったという状況はありますか。

【指導部長】 新しい学習指導要領は平成25年度から学年進行で実施されますので、平成24年度は数学と理科のみの先行実施ですので、まだそれほど大きくは変わっていないと思います。

【委員長】 そうすると、大体8割というのは前回どおりと考えてよろしいということですか。

【指導部長】 はい。

【委員長】 もう一つ、議案資料の4番目、「選定結果等の審査」ですが、各学校の選定結果等について指導部で審査を行って、選定理由が抽象的で具体性に欠ける場合については、当該校に対して指導を行ったということですね。そのような指導を行ったケースはどのくらいあったのでしょうか。概略で結構です。

【指導部長】 課題等があった学校ということで、指導を行った学校が全定合わせて89課程です。内容としては、今御説明したように、教科書の選定理由が非常に簡潔に書いてあって、説明が十分ではないもの、また、教育課程届で提出されている教科書の教科書を選定していないものなどです。

【委員長】 その結果、選定した教科書を替えたという学校はあったのですか。

【指導部長】 ありません。

【委員長】 注意をして、きちんとした理由を再提出してもらったということですね。

【指導部長】 そうです。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。説明のありました請願に対しては、事務局において適切に対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

報 告

(1) 東日本大震災当日の児童・生徒の下校状況等について

【委員長】 引き続き、報告事項の(1)東日本大震災当日の児童・生徒の下校状況等についてです。今回、実態が初めて明らかになったことのようにですが、説明を指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 それでは、報告資料(1)に基づきまして御報告させていただきます。

3月11日、午後2時46分に三陸沖で発生した地震は、震源地から遠く離れた東京にも最大震度5強の揺れをもたらし、その後続いた余震の影響も加わり、東京の交通や通信に大きな混乱を引き起こしました。都内公立学校でも、地震発生が児童・生徒の下校時刻と重なったことから、交通や通信の混乱の影響を大きく受けました。そこで、東日本大震災発災当時の都内公立学校の児童・生徒の下校状況等を把握することで、今後の避難訓練等の在り方を検討し、東京都における防災教育の一層の改善・充実に資するため、各学校の児童・生徒の下校状況に関する調査を本年5月から7月にかけて実施しました。

都内でも震度5強だった地区と、震度4あるいは震度3だった地区があったため、それぞれの地区によって震度の大小等による対応の違いがありましたものの、調査結果から、従来の避難訓練等では想定していなかった課題が明らかになりました。報告資料(1)の一番上の1を御覧ください。「東日本大震災当日の児童・生徒の下校状況等から課題となったこと」として、大きく5点ございます。

一つ目は、児童・生徒が交通機関の不通により帰宅困難な状況になったこと。

二つ目は、児童・生徒だけでなく、交通機関の不通によりまして、保護者が帰宅困難な状態になり、児童・生徒のみで長時間、自宅にいた例があったこと。

三つ目が、学校外の場所で教育活動を行っていたために、帰校困難な状況になった学校があったこと。

四つ目は、電話等の不通により、児童・生徒の引取りの依頼や安否情報を保護者に

伝えにくい状況があったということ。

五つ目は、区市町村教育委員会においては、電話等が不通になったために、管下の学校の状況把握に時間を要したり、また、学校に指示を出せなかった例があったということでございます。

それでは、後ろに続いています2ページ、3ページ、4ページのA3判の資料を使って学校種別ごとに詳しく御説明したいと思います。

2ページ目を御覧ください。これは区市町村立学校の下校状況等についてまとめたものです。「学校内における状況」、児童・生徒の下校方法についてですが、小学校では、保護者に引渡し率が52.7パーセント、中学校では集団下校が61.3パーセント。これは、発達段階に合わせた形の下校状況をとっていたことによります。また、双方10パーセントほどあります、「その他」のところですが、地震前に下校させた児童を担任等が学校に呼び戻し、学校で待機させた上、保護者に引き渡したとか、また、自宅に保護者が不在の児童・生徒は学校に待機させていた。さらに、教職員を通学路の要所に配置し、下校状況を見守ったというようなことが報告されています。各校長は、学校所在地の震度や児童・生徒の発達の段階に即して下校方法を決定したと考えられます。

また、下校時刻が最も遅かった小学校は翌日12日の正午頃、中学校では同じく12日の16時頃、区立特別支援学校は11日の16時30分頃でした。

帰宅が困難だったり、保護者が自宅に不在だったりした児童・生徒に対しては、保護者に引き渡すまで学校で待機させ、時間帯に応じて食事を用意したり、深夜になっても帰宅できない場合は校内で宿泊場所を用意するなど、状況に応じて各学校が児童・生徒の安全を確保していました。

また、当日、避難所や帰宅支援ステーション等となった区市町村立学校で、生徒がボランティアとして活動した事例が中学校で4校ございました。

「学校外における状況」では、校外学習等に参加して、当日、帰校困難となった学校は小中学校合わせて122校。最も遅く帰校した学校の児童・生徒の解散時刻は、小学校は翌日12日の10時30分頃、中学校は同じく12日の17時20分頃でした。

「区市町村教育委員会の防災教育改善の取組」については、5月末現在の取組を見

ますと、どの教育委員会も、東日本大震災の当日の状況を踏まえて、既に防災教育の改善に取り組んでいることがわかります。危機管理マニュアルの早急な見直しや、学校安全規約の見直し等を行っているという報告を受けています。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらは、都立高等学校・都立中等教育学校・都立中学校の下校状況について取りまとめたものです。

2「学校内における状況」の生徒の下校方法についてですが、保護者に引渡し、集団下校、単独で下校、どれも50パーセント前後ということで、下校方法はかなり多様でした。

保護者への連絡方法で、電話が85.4パーセントと最も多いわけですが、その他の説明にも書いてありますように、ほとんど連絡がとれなかったという状況も見受けられました。

生徒の下校状況ですが、70.3パーセントの学校で当日深夜0時を過ぎても下校できない生徒がいました。各学校は、状況に応じて生徒の食事の支給や、校内に宿泊場所等を確保し、生徒の安全確保に取り組んでいました。

また、帰宅支援ステーションとなった学校においては、生徒がボランティアとして活動した事例として、8校356人の例が挙がっています。

「学校外における状況」では、校外における学習に参加していたために、当日帰校困難な学校が高等学校で6校ありました。この学校で生徒が解散した日時は、平成23年3月13日、日曜日の深夜0時30分頃ということです。この学校は、沖縄への修学旅行中で、その帰りだったということですが、飛行機が運休してしまったために戻って来られなくなって、東京に着いたのが遅くなり、また、それから戻るまでに時間がかかって深夜になってしまったという例です。

4枚目を御覧ください。これは、都立特別支援学校における状況です。「学校内における状況」で、下校方法ですが、保護者への引渡しが94.5パーセントとほとんどでして、スクールバスが半分くらいということです。その他の中には、単独で通学している児童・生徒で下校途中だった者が、駅等に職員が迎えに行き、学校で保護した。または、担任が自宅まで引率して保護者に引き渡したという例がありました。

保護者への連絡方法としては、電話が89.1パーセント、メールが52.7パーセントで

した。

また、下校状況の中で、特別支援学校でも49.1パーセントの学校で、12日の0時を過ぎても下校できない児童・生徒がいました。学校で待機した児童・生徒に対しては、各学校で状況に応じて食事の支給や校内に宿泊場所を確保するなど、安全を確保したということです。

「学校外における状況」ですが、校外学習等に参加していて当日帰校困難となった学校は、特別支援学校では6校ありました。その中で最も遅く解散した学校は、12日の13時頃でした。

再び報告書の1ページを御覧ください。御報告したとおり、東日本大震災当日の児童・生徒の下校状況等は多様であり、これまで想定しなかった状況があったことを踏まえ、これまでに実施、又は今後実施する「学校における防災教育の充実に向けた取組」について3点御報告します。

1点目は、学校における震災等に対する避難訓練等の改善について、通知を発出したことです。本通知は、東日本大震災当日の児童・生徒の下校状況等を踏まえ、9月以降、学校における避難訓練等を改善し、自校の実態に即して防災教育を推進するよう、平成23年7月19日付けで、都立学校長及び区市町村教育委員会指導事務主管課長宛てに通知したものです。

通知の概要に書いてありますように、内容は3点ありまして、一つ目は、避難訓練等の想定場面等の見直しを図ること。これは、避難訓練の際、想定時間とか、場面とか、災害の設定状況等を見直して、多様な場面での状況を想定した避難訓練を実施するようにということです。

二つ目は、体験的・実践的な避難訓練となるよう改善を図ること。

三つ目は、震災等における安全管理上の見直しを図ること。この中で、一つ目は、保護者等に確実に引き渡すまで、学校等において幼児・児童・生徒の安全を確保するということと、自校の危機管理マニュアル等に管理職不在の場合の震災等の対応について位置付けるという2点です。

取組の2点目は、学校における防災教育に関する教職員研修の充実です。既に7月26日、28日に、全公立学校^{しっかい}参加の平成23年度学校安全教室指導者講習会を実施し

て、この場で避難訓練の想定を見直し、学校の実態に応じて改善を図る必要性等について指導・助言をしたところです。

取組の3点目は、学校における防災教育に関する副読本等、教材の活用です。児童・生徒向けに東京都独自の副読本や補助教材を作成し、これらを活用した防災教育を推進しています。「地震と安全」については、7月に都内全ての児童・生徒に既に配布しました。また、新たに防災教育補助資料「3・11を忘れない」等を作成しまして、学校における防災教育の推進に向けた支援を行ってまいりたいと考えています。

東日本大震災当日の児童・生徒の下校状況等についての報告は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、御質問等ございますか。

【瀬古委員】 2ページに、地下備蓄倉庫から毛布等とありますが、これは学校の中にあるのですか。

【指導部長】 はい。備蓄倉庫に食料とか毛布等を置いてある学校がありますので、そういうところはこれを利用したということです。

【瀬古委員】 これは、どれくらいの学校に置いてあるのですか。

【指導部長】 そこまでは今回の調査では聞いてはいないですけども、それぞれの地区で防災拠点として学校を指定しているところは、そこに備蓄倉庫を置いてあります。

【瀬古委員】 防災拠点の学校があるのですね。

【指導部長】 はい。区市町村ごとにそれぞれ指定しています。そこに備蓄品を置いてあります。

【瀬古委員】 それは、全生徒が対応できるくらいの数に置いてあるのですか。

【指導部長】 児童・生徒というよりも、地域の方々がそこに避難する避難所になるわけです。

【瀬古委員】 地域の方も含めてですか。

【指導部長】 はい。

【委員長】 対象は、生徒というよりも地域の住民の方々ですね。飲み水とか、乾パンとか、そういうものを準備してあるということだと思います。大学も幾つか避難

場所として指定されていて、水、食料等の貯蔵をしているところがあります。

【瀬古委員】 学校の中にあるのですね。

【指導部長】 そうです。そういう備蓄倉庫というものを別に作ってあります。また、教室の1か所を使って、そこに置いておくところも中にはあります。

【瀬古委員】 学校の中に家庭科の教室があるから、そういうものを使って炊き出しをやるのですね。

【指導部長】 備蓄品は、ライフラインが止まった場合も想定しておりますので、乾パンとか、お湯とか水を入れてすぐ戻せばいいアルファ化米、そういったものを置いてあるところが多いと思います。

【瀬古委員】 分かりました。

【委員長】 ほかにございますか。

【川淵委員】 今回の調査は、人的被害、あるいは構造物の破壊ということは全くない状況での調査ですね。これはこれでとても参考になるとは思いますけれども、やはり今後考えられるのは、関東大震災級の大きな地震がきた場合に、校舎の倒壊とか、死亡者その他、それから町中が混乱する、そのときにどう対応するのかということのほうで、むしろ今回把握した以上の難しさがあると思うのです。そういうことに対して、最低限のあるべき姿、やるべき姿というのは、ある程度各学校で危機管理として準備されているのですか。

【指導部長】 今回の震災を受けて、東京都としても防災指針を見直して、秋には新たなものが出るというふうに伺っていますので、それらを基にして、教育委員会でも学校についての状況を今回の状況を踏まえた上で見直しをしてもらう予定です。

【川淵委員】 関東大震災というのは明日にでもくるかもわからないわけですね。そうすると、こういう方法が一番いいというのはすぐには判断できないかもわからないけれども、要するにベターな、今考えられる最善はどうかということ各学校は全て持っているべきだと私は思うのです。現状の中でそういうことが起こった場合にどう対応すべきか。それぞれそういう検討を踏まえながら、都や区市町村教育委員会が、こうあるべきだというあるべき姿を提示した中で全体のレベルが上がっていけばいいので、現状このままで、しばらく時間がたってからそれに対応するというときに、そ

の間にきたらどうするのか、私は常にそういう危機感を持っているんです。

【総務部長】 既に「学校防災マニュアル」というものができていまして、それは既に各学校に配られています。今回、東日本大震災を受けまして、従来のマニュアルでは不備だった点等がありますから、現在その見直し作業を進めているところです。今回の調査結果も踏まえて、改訂版を作っていくという状況です。

【川淵委員】 食料とか水の確保というのは、相当な混乱を招くし、生徒もそこにいるとなると、今どのくらいのことを考えられているのか知らないけれども、よほどの東京都の指導がなければ、そういうことはある程度準備できないのではないかと心配をしているのですけれども、それは心配しなくていいですか。

【総務部長】 完璧なものはなかなかできないと思うのですが、今のマニュアル自体はかなり微に入り細に入りできているものではあります。ただ、それでも不十分な点がありますので、更なる見直しを図ってまいりたいということです。

【委員長】 今、川淵委員が御指摘になった構造物の件ですが、昨日もインターネットに出ていましたが、小学校のうちの約8割は耐震補強が完了したようです。ただ問題は、どのくらいの地震にそれが耐えられるかということですが、今、国がやっているのは、前にも御紹介しましたが、I s 値というものを基準に使っています。I s 値は揺れの大きさを示す尺度と考えていただいて結構です。現在の耐震基準は、地震に耐えられるよう I s 0.6以上としています。学校等が子供の学び場であり地域の避難場所にも指定されるため、文部科学省では耐震化の基準を I s 0.7以上としています。ということで、耐震化の完了した校舎は、かなり大きな地震にも耐えられるものと考えられます。ただ、川淵委員がおっしゃった関東大震災クラス、直近の東北沖のマグニチュード9というような巨大地震がきたときにはどうなるかということについては、私も若干の専門家ではありますが、何とも申し上げられないですね。

地震の被害についての質問です。たまたま私は、あの日はあるホールにいたのですが、突然、ホールの壁・床に猛烈にヒビが入ってかなり恐怖を感じました。都立学校については、そういったケースはなかったのでしょうか。

【都立学校教育部長】 都立学校については、耐震補強が全て既に完了していたということから、おかげさまで今回の結果、多少の亀裂が入ったところではございました

が、建物の躯体、構造上、危険な状態になるようなものは一つもございませんでした。見られたのは、建物と建物との接合部が、これは建物同士が揺れたときに相乗効果を起こさないように、むしろ壊れることを想定して作ったつなぎ部分ですが、そういうところが壊れたといったことはありましたが、全体にわたるようなものはございませんでした。

【委員長】 今回の地震で専門家の中で大きな問題になったのは非構造部材です。今、都立学校教育部長が説明されたように、構造の躯体の部分についてはかなり安全だったのですが、体育館の天井とかパネルなどはずいぶん落ちました。このような非構造部材の耐震補強自体は非常に難しいので、何とか落ちない方法はないかということで、議論が始まっています。東京ではパネルが落ちたとか、天井が落ちた等の被害はなかったのですか。

【都立学校教育部長】 大規模なものはございませんでした。

【委員長】 小規模なものは多少あったようですね。

【都立学校教育部長】 はい、ございました。そういったところについては、非構造部材のことについては、特に取付方法等について、もともと国土交通省からも指針は出ていたのですが、改めて文部科学省からも出まして、今後取組を進めていかなくてはいけないと考えています。

【委員長】 今回の地震で、地震そのものでは建物は余りやられていないということが言われていますが、東北大はひどくやられました。これは地震のときによく起きることなのですが、200キロメートルも離れたところで大きな地震が起きて、地震波が来ます。今回は、東北大のところでちょうど周期が1秒から1秒半くらいになったようです。東北大の建物はそのくらいの周期で共振、非常に強く揺れる設計になっていたので大きな被害が出たということです。どのように構造物を作っても、必ず共振振動数というのが存在しますので、なかなか厄介な問題です。東北では、以前、地震で住宅地がひどくやられたことがあります。これも同じ現象です。地盤の性質の問題ですね。

よろしゅうございますか。まさしく川淵委員が御指摘になったようなことがありますので、できるだけトラブルが起きないようにマニュアル作りを目指してがんばって

いただきたいと思います。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 児童虐待防止研修セットについて

【委員長】 報告事項の2番目にまいります。児童虐待防止研修セットについて、説明を指導部長、よろしくをお願いします。

【指導部長】 児童虐待防止研修セットについて、報告資料(2)を基に御説明させていただきます。

左側にありますように、これまで平成22年1月の江戸川区立小学校の第1学年児童が虐待を受け死亡した際、また平成22年8月に、都立高校で虐待が疑われながら管理職自らが児童相談所に通告しなかった際、それぞれ「児童虐待への対応について」、「児童虐待への対応の徹底について」という文書を発出しまして、児童虐待の早期発見等、適切な対応に努めるよう通知したところです。さらに、平成22年9月には、研修についての調査を行いまして、全ての幼稚園・学校等が虐待に関する研修を実施していることを確認しました。

右上を御覧ください。都教育委員会としては、児童虐待は人権課題「子供」に関わる重大な人権侵害であり、どの学級、どの学校の子供にも起こり得るものであるということから、全ての学校が研修に取り組み、適切な対応をすることが大切であると考えています。

先ほど申し上げましたように、調査によりますと全ての学校が研修を行ってはいらぬものの、使用した資料、研修を実施した機会等、方法や内容については多様でした。教職員が児童虐待の正しい理解と認識を深め、児童虐待の未然防止に向け適切な対応を図ることができるようになるためには、研修の質的な充実を図り、これまで以上に教職員の資質・能力を向上させることが大切であると考え、この研修セットを作成しました。

資料を離れまして、お手元の研修セットの中身を御覧ください。中を開けていただきますと、ファイルが五つ入っております。これが今回作成しました研修セットの本

体です。このファイル一つ一つが内容として、完結したものになっています。この五つのファイルそれぞれが、児童虐待防止に関する研修として活用できますので、これらをまとめたものを今回「研修セット」と名前を付けさせていただいています。これらの内容については、資料の右上に書いてありますように、「児童虐待の定義」、「児童虐待への適切な対応」、「早期発見のポイント」、「学校内の組織的な対応や関係機関との連携」、「児童虐待防止法・児童福祉法」といった関連法規まで五つにわたって載せてあります。

これらのファイルの使い方についてですが、一例を申し上げます。研修セット(1)を御覧ください。中に4枚シートが入っています。1枚目は研修のポイントや研修の流れ等が記載してあり、このファイルが何を中心に学ぶか、また、どのように活用するものかということが分かるようになっております。研修の流れとして、5分で行う場合と、15分で行う場合とがございます。長い時間で研修に取り組むのが望ましいわけですが、学校の中で長時間、何回も何回も研修に時間を取るのはなかなか難しいという状況がございます。5分でも15分でも、繰り返しこのような研修セットを活用し、研修をやっていただくことにより、定着が深まるのではないかと考えています。

例えば5分で行う場合は、2枚目の演習資料1に「児童虐待に関わる『5の問い』（基礎編）」というのがございます。こういったものについて、御自身で考えて答えを出していただきます。時間がない場合には、後で3枚目、4枚目にあります解説編を自分で読んでいただくという方法がございます。また、時間が余裕がある場合には、2枚目にある「演習資料1」について個人で解答を考えた後、それをグループで、どうしてそう考えたのかという協議をしていただき、児童虐待防止に関わる意識を高めていただいた後、3枚目、4枚目の資料で解説を主任教諭等が行うというような形でもできるということです。一つのファイルでも様々な方法で研修できるようになっております。表紙を御覧ください。五つのファイルのそれぞれの1枚目に、研修のポイントや使用する資料、研修の流れ等を記し、研修の方法をまとめて示させていただきました。

このセットについては、既に7月中に区市町村教育委員会に直接配布しまして、活

用の意義や方法等について説明を済ませています。右側下の4「今後の取組」を御覧ください。今後、各教育委員会を通じて学校へ配布する予定でございます。9月には区市町村教育委員会等の指導主事等を対象とした人権教育指導推進委員会で、この研修セットの活用・促進に向けた学校への指導の在り方について説明を行います。また、10月には、主幹教諭等を対象とします人権教育研究協議会で、学校における研修セットの活用のポイントについて周知してまいります。また、学校や教育委員会等を都の指導主事が訪問する機会がございますので、そういったときにも研修セットの活用の促進についての指導を行ってまいりたいと考えております。

研修セットの最後のところを御覧ください。「研修セット活用アンケート」が入っております。このセットを各学校に配布する際に「研修セットの活用アンケート」も送付いたします。本研修セットで研修した学校からの声を集約し、児童虐待に関する研修状況を把握するとともに、本セットの内容の改善と充実を図っていきたいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【内館委員】 5の問いを家にお送りいただいたときから見てきました。演習資料1は、①から⑤までの間で、①はバツです。②もバツで、③がマルで、④がバツで、⑤がバツです。私はこれがとても分かりにくい気がします。①で、「入浴をせず、食事をほとんどしなくても、暴力を受けていなければ児童虐待には当たらない」、これは普通の大人なら誰でも分かります。それから、②も誰でもバツだということが分かります。③が少し難しかったです。実際にはこれが正しいということです。④も誰でも分かります。⑤も誰でも分かると思います。マルとバツがいろいろ入っているというのは、意図的にこのようにしているのでしょうか。これは間違いですということで、最初からバツのものを取り出して解説するというのであればよく分かるのですが、マルが入っていたり、バツが入っていたりするの、分かりにくいと思います。

それから、「演習資料2」についても、①・②はバツで、④はマルです。どういう視点でこういう書き方をなさったのでしょうか。この研修セットを活用する学校がこ

れで分かりやすければ構わないのですけれども、私は少し分かりにくかったです。

【指導部長】 おっしゃるとおり、多くが不適切な例を並べておいて、これも本当に不適切なのかどうかを考えたり、後で振り返ることにより、こういう事例も不適切だったのだと気付いたりすることができるようにしています。適切なものも入れることにより、全部がバツだと思ったら、そうではないということで、学校の先生方に真剣に考えてもらいたいということをねらってみました。

【内館委員】 そうすると、マルとバツのバランスがよくないような気がします。私は「演習資料1」を見て、このような内容は誰もが知っていると思いながら読みました。ファイル(1)の③については、私は自分では、「約束はしない」というのは、するべきだと考えていました。しかし、解説を読むと、実際にはしてはいけない、ということが分かって、なるほどと思いました。こうしたマルとバツのどちらか分からないクイズのような形で問を出したほうが学校の先生方の印象に残るのでしょうか。

【指導部長】 実際に研修に取り組まれた学校の先生方の御意見をアンケート等で集約したいと考えております。

【内館委員】 よければ全く構わないです。ただ、少し分かりにくいかなという気がしたので、その確認です。皆さんがよく分かっていたら結構です。

【指導部長】 御意見を基に、更に精査させていただきたいと思います。

【川淵委員】 私も全く同じように考えていました。「5の問い」がなければ、これをしてよいというように受け取れるのではないのでしょうか。「5の問い」のようにマル・バツを付けなさいというものがあって初めて分かるのだと思います。「児童虐待に関わる『5の問い』基礎編」を初めて見たときに、これをよしとすると思い、内容を捉えてしまったため、私も内館さんと同じ感じを持ちました。設定の部分の項目の書き方が悪いのではないかと思います。「5の問い」ということで、これが問いかけているということ、2度目に見て初めて分かりました。しっかり見た人には分かるのですが、一見すると分かりにくいと感じがします。

【指導部長】 マル・バツということではなくて、児童虐待への適切な対応に向け、適切であるかどうか、また、その理由や法的な根拠は何かということも踏まえた上で、真剣に考えていただきたいというねらいを持ってこの研修セットを作成しております。

【川淵委員】 意見として、「5の問い」というところだけでこの項目を全部表現していることは問題ではないかという問いかけをしたいと思います。

【指導部長】 ありがとうございます。

【内館委員】 例えば「5の問い」と書かずに、「これはやってはいけないことです」や、「これは全てバツです」というようなタイトルがあって、児童虐待には当たらない、これは全部バツなんですよということが明確に分かったほうがよいと思います。このレベルの問いを問いかける必要はあるのでしょうか。

【指導部長】 そのような問いかけをすると、1枚目のシートだけを見るだけで解説も兼ねてしまうことになってしまいます。

【内館委員】 次のページを読まないということですか。

【指導部長】 はい。次の解説のページを読まなくなってしまうことが考えられます。

【内館委員】 そのようなことになるのでしょうか。

【委員長】 このようなマニュアルは、相当細かく書いておかないと機能しませんね。

【内館委員】 では、初めの部分で「5の問い」（基礎編）について詳しく書くということですか。真意がつかみかねます。

【委員長】 確かに、私も今、お二人のおっしゃったことと同じようなことを感じています。これはプロに相談をして作ったものですか。

【指導部長】 プロというのは、どのような方をお考えになっているのでしょうか。

【委員長】 養護教諭の先生方とか、カウンセラーとか、そのような方には相談しているのですか。

【主任指導主事（人権教育担当）】 文部科学省から児童虐待に関する資料が出されており、そちらを参考に作らせていただいています。先ほど指導部長が申しあげましたとおり、マル・バツで答えることに意味があるのではなく、解説資料にある定義等を読んでいただいて、児童虐待の基本的な内容の理解を深めていただきたいと考えております。つまり、解説等の文章を読むことや話し合い等を通して理解を深めることに意義を置いています。

【委員長】 文部科学省から出されている資料については、文部科学省がきちんと専門家に相談して作っていると思います。

【主任指導主事（人権教育担当）】 はい。それらを基に作成しております。

【委員長】 いろいろ御意見が出ましたので、少し今後の様子を見ることにしましょう。これで機能するのかがどうか、大事だと思いますので、その点についてよろしくお願いいたします。

【指導部長】 分かりました。

【瀬古委員】 研修セット(1)に書いてあるほかにも、児童虐待の状況は様々にあるのですか。これだけですか。

【指導部長】 これは例示ですので、様々な場合が考えられます。ここにある項目の内容だけを覚えればよいということではなくて、その背景にある内容を理解していただきたいと考えています。現実の場面というのはこのようにきれいに分かれるようなものばかりではありません。

【瀬古委員】 分かりました。

【委員長】 御意見が様々出ましたので、今後の動向を見ながら、改良すべきところは改良していただきたいと思います。

【指導部長】 分かりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——報告事項(2)についても、報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

9月8日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 1都9県教育委員会委員長協議会

9月1日(木)～2日(金)

高崎ビューホテル(群馬県)

【委員長】 それでは、今後の日程について、教育政策課長、よろしくお願いた

します。

【教育政策課長】 今後の日程ですが、次回の定例会を9月8日、木曜日、午前10時からの開催を予定しております。

それから、9月1日から2日にかけて、群馬県におきまして、1都9県教育委員会委員長協議会が開催されます。木村委員長に御出席いただくことになっています。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、非公開の審議に移ります。

(午前10時55分)